

堺市公報 第348号	令和7年1月31日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○住居表示の街区の区域の変更について

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】…………… 1

<公告>

○令和6年度第3回堺市都市計画公聴会の開催について

【建築都市局都市計画部都市計画課】…………… 5

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 7

告 示

堺市告示第23号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 区名及び町名

北区船堂町一丁

2 実施期日

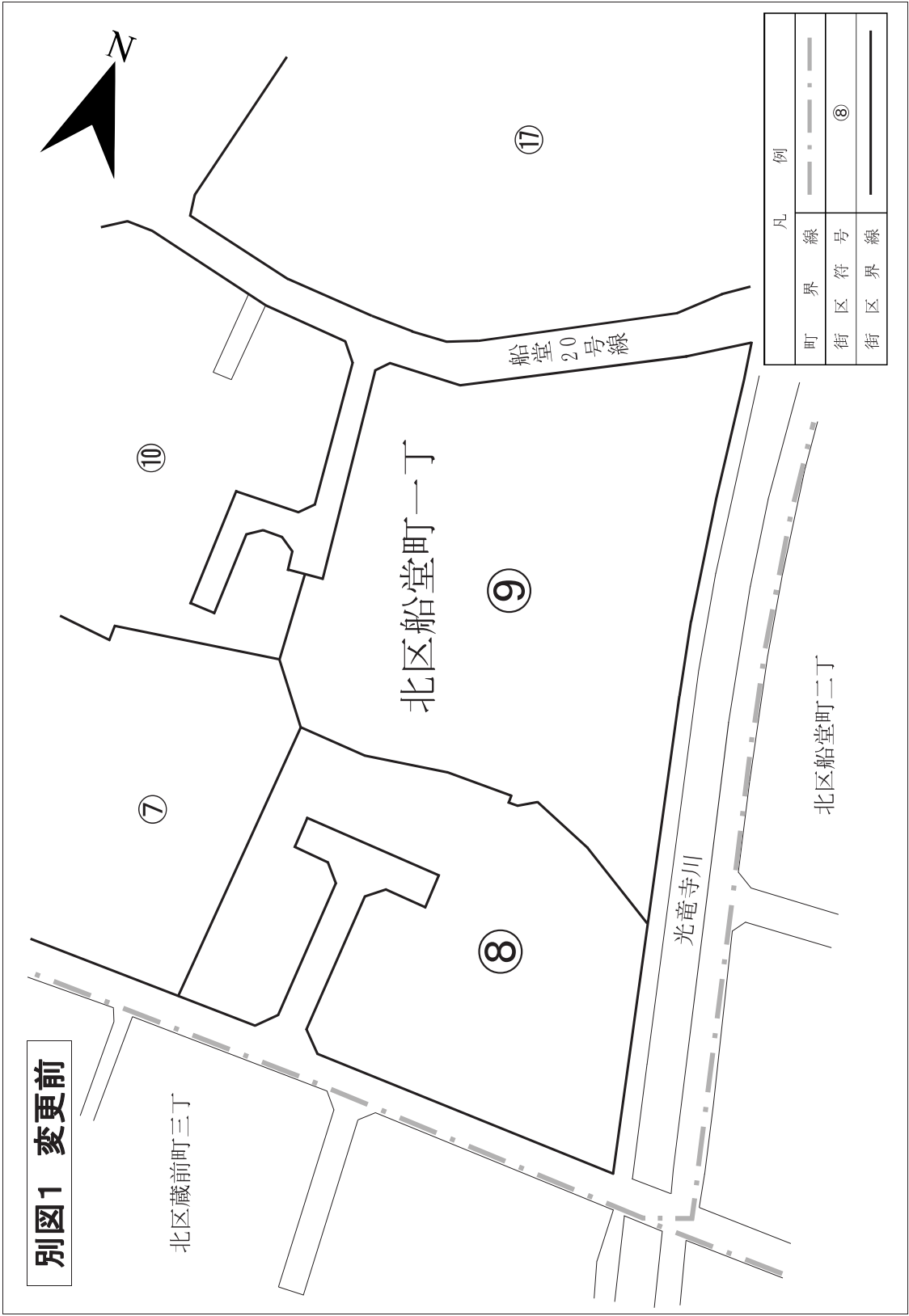
令和7年2月7日

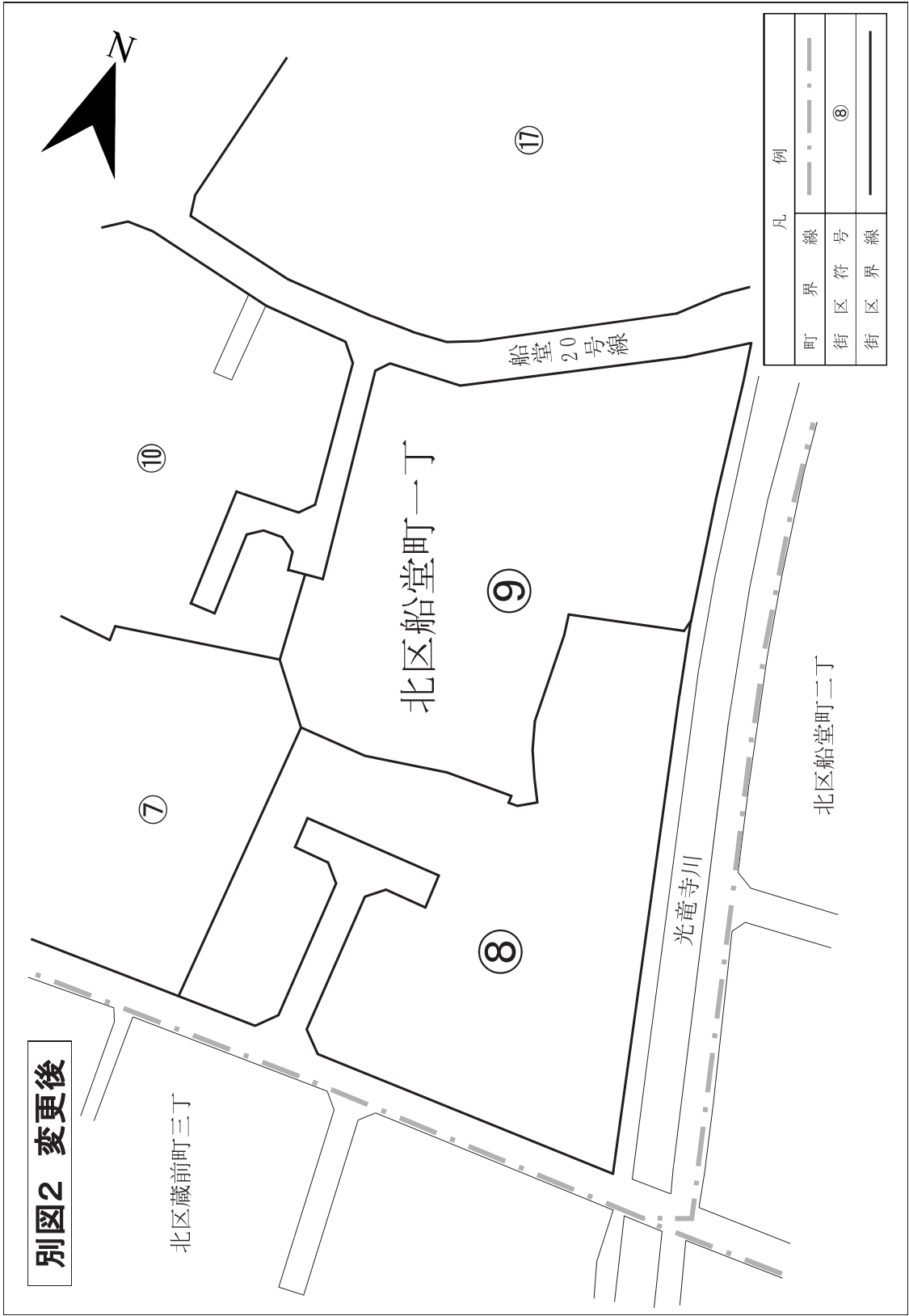
3 変更内容

住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
北区船堂町一丁	8	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
北区船堂町一丁	9	街区の区域の変更	





公 告

堺市公告第74号

南部大阪都市計画用途地域の変更並びに南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

令和7年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の原案の概要等

【案件 拠点への都市機能誘導に向けた用途地域等の変更】

(1) 原案の名称

- ・南部大阪都市計画用途地域の変更
- ・南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更

(2) 原案の概要

次のとおり、用途地域、防火地域及び準防火地域を変更する。

地区名	面積 (約ha)	変更前	変更後
新金岡駅前 地区	3.1	市街化区域 近隣商業地域 (300/80) 準防火地域	市街化区域 商業地域 (400/80) 防火地域
北野田駅前 地区	1.0	市街化区域 近隣商業地域 (300/80) 準防火地域	市街化区域 商業地域 (400/80) 防火地域

※（ / ）内は、（容積率／建蔽率）を示す。

2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月7日（金）午後2時00分から

- (2) 場所 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所本館地下1階 大会議室

3 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参、郵送又は電子申請システムにより提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、都市計画の原案の数にかかわらず、1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電 話：072-228-8398

(3) 提出期限

令和7年2月17日（月）（必着）

4 傍聴に関する事項

(1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、案件名（拠点への都市機能誘導に向けた用途地域等の変更）、住所、氏名、電話番号及び傍聴を希望する旨を記載して、はがき、電子メール又は電子申請システムにより申し出ること。（先着順）

(2) 申出先

ア はがきによる場合

郵送先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

令和7年2月17日（月）（必着）

(4) 傍聴者の定員

10人

5 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課（堺市役所高層館16階）

(2) 掲示期間

令和7年1月31日から同年2月17日まで

~~~~~

堺市公告第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区平尾410番2、410番3及び410番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区木材通四丁目9番11号

中村鉄工株式会社

代表取締役 中村 真